

令和元年度盛岡広域圏高校生インターンシップ事業
参加申込書【高等学校版】

令和 年 月 日

事務局（盛岡市長） 様

学 校 名

学校長名

印

令和元年度盛岡広域圏高校生インターンシップ事業実施要領第8に基づき、裏面に記載された留意事項に同意し、参加を申し込みます。

実習希望人数	人
担当者	
連絡先	電話番号 FAX番号 Eメールアドレス
特記事項	※ 7月下旬に実習事前研修会を予定しております。学校行事等が予定されている場合は、こちらに記入してください。
学校内におけるインターンシップへの取組	※ 学校独自の取組がありましたら、その期間、内容等について記入してください。
本事業に対する要望等	

令和元年度盛岡広域圏高校生インターンシップ事業実施に係る留意事項

盛岡広域圏高校生インターンシップ事業に参加する事業所(以下「甲」という。)と盛岡広域圏高校生インターンシップ事業に参加する高等学校(以下「乙」という。)及び盛岡広域圏高校生インターンシップ事業実施協議会(以下「丙」)は、盛岡広域圏高校生インターンシップ事業による実習の実施に当たり、次の事項に十分に留意するものとする。

記

1 相互協力

甲乙丙は、インターンシップの目的を達成するため安全に留意して、信義誠実の原則に基づき相互協力の上、実施するものとする。

2 実習期間

実習を行う事業所、その期間及び当該実習を行う乙の生徒(以下「実習生」という。)は、別途通知するものとする。

3 甲の義務

(1) 甲は、実習の実施に当たり、事業の目的に沿って、実習生に就業体験の機会を提供するものとする。

(2) 甲は、実習生の指導担当者を選任し、実習生の指導、監督及び助言に当たらせるものとする。

4 乙の義務

乙は、実習生の実習中における偶発的な事故を担保するため、賠償責任保険及び傷害保険に加入させるものとする。

5 実習の中止

甲は、実習生が正当な理由無く無断で休んだ場合又は誓約書記載の義務を全うしなかった場合には、直ちに実習を中止することができる。その場合は、直ちに乙に報告するものとする。

6 損害賠償

実習生が実習期間中に甲に対して過失により損害を与えた場合は、乙において実習生が加入する賠償責任保険等に対応するものとする。

7 その他

本留意事項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙丙協議の上、決定するものとする。